

一般社団法人日本パラサイクリング連盟 会計規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下「本協会」という。）は、定款第6章の規定に基づき、以下のとおり会計規則（以下「本規則」という。）を定める。本規則は、本会財産の増減・移動を迅速かつ正確に処理し、年度末における財産の状況を正確に表示し、もって本協会の健全な発展と運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、本協会の会計業務の全てについて適用する。

(一般原則)

第3条 本協会は、法令等の定めにより、次に掲げる原則に従って、予算書・会計帳簿及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその付属明細書を作成する。

- 2 収入および支出は、予算書に基づいて行う。
- 3 会計帳簿は一般原則の正規の簿記の原則に従い、正確に記帳する。
- 4 計算書類は、一般原則の真実性の原則及び明瞭性の原則に基づき、財政状態及び経営成績に関して真実な報告を明瞭に表示し、本協会の状況に関する判断を誤らせないようにする。

(会計区分)

第4条 法令等の定めにより必要とされる場合には、会計区分を設けるものとする。

(会計年度)

第5条 本協会は、定款第6章第36条に定められた事業年度の規定に従い、会計年度を毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる期間と定める。

(会計責任者)

本協会の会計責任者は、理事長とする。

(帳簿等保存期間)

第6条 本協会の会計に関する帳簿・伝票及び書類の保存期間は、次の通りとする。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 予算書類・計算書類・付属明細書・監査報告書 | 永久保存 |
| (2) 会計帳簿 | 10年 |
| (3) 会計伝票・証憑書類 | 10年 |
| (4) その他の会計書類 | 7年 |
- 2 前項の保存期間は、事業年度終了の時から起算するものとする。
 - 3 帳簿等を処分する場合には、会計責任者の指示又は承認を取る

第2章 勘定科目及び会計帳簿

(勘定科目)

第7条 本協会の会計処理に必要な勘定科目は、別に定める。

(会計帳簿等)

第8条 会計帳簿は次の通りとする。

(1)主要簿とは、次に掲げるものをいう。

ア. 仕訳帳

イ. 総勘定元帳

但し、仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

(2)補助簿とは、次に掲げるものをいう。ただし、それらは、必要に応じ備えるものとする。

ア. 現金出納帳

イ. 預金出納帳

ウ. 収支予算の管理に必要な帳簿

エ. 固定資産台帳

オ. 会費明細帳

2 会計帳簿の様式は別に定める。

(会計伝票)

第9条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、証憑に基づき作成し、証憑は会計伝票との関連付けが明らかとなるように保存するものとする。

3 会計伝票には、その取引に係る責任者の承認を受けるものとする。

4 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方等の内容を簡潔かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第10条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

(1) 請求書

(2) 領収書

(3) 証明書

(4) 起案文書

(5) 支払申請書

(6) 各種計算書

(7) 契約書、覚書その他の証書

(8) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第 11 条 総勘定元帳及び補助簿は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

各台帳は、会計伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿等の更新)

第 12 条 会計帳簿等は、原則として事業年度ごとに更新する。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第13条 収支予算は、各事業年度の事業活動の内容を明確な係数をもって表示し、責任の範囲を明らかにし、かつ、収支予算と実績とを企画して、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算の期間)

第14条 本協会の予算期間は、第5条に定める会計年度と同一とする。

(予算の作成)

第15条 本協会の予算は、該当会計年度の事業計画とそれに関して見込まれるすべての収入及び支出を、計数的に的確かつ明瞭に表示しなければならない。予算の基本方針は、理事会が決定する。

- 2 借入金が見込まれるときは、その金額・期間を予算書に明記しなければならない。
- 3 予算作成の責任者は、予算関係原案を当該会計年度開始以前に、理事長に提出しなければならない。
- 4 予算書の様式は、これを別に定める。
- 5 作成された事業計画案と予算案は、常任理事会及び理事会の決議を得て成立する。

(予算の執行)

第16条 本会の業務は、予算の執行によって推進される。

- 2 予算の執行者は理事長とする。
- 3 予算の執行にあたっては、各科目の予算金額を相互に流用することができない。
- 4 前条の規定にかかわらず、理事長は、理事会において事業計画、予算が決定するまでの間、経常的事業の運営に伴う事業費及び事務所費の支出を行うことができる。

第4章 出納

(金銭範囲)

第 17 条 この規定において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨、小切手、その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 3 手形及び有価証券は、金銭に準じて取り扱う。

(出納責任者)

第 18 条 金銭の出納、保管については、その責に任ずる出納責任者を置く。

- 2 出納責任者は、会計責任者が任命する。
- 3 出納責任者は、金銭の出納及び保管の事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を置くことができる。
- 4 出納事務担当者は、出納責任者の命を受け、出納事務を処理する。

(金銭の出納)

第 19 条 金銭の出納があった場合には、会計伝票を発行しなければならない。

- 2 現金により金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。

(支払手続)

第 20 条 金銭を支払う場合には、請求書、その他取引を証する書類に基づいて取引担当部署の発行した支払申請により、会計責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 金銭の支払いについては、住所、氏名及び捺印のある領収書を受け取らなければならない。ただし、所定の領収書を受けることができないときは、支払証明書をもってこれに代えることができる。

(支払方法)

第 21 条 金銭の支払い方法は、原則として銀行振込みによるものとする。ただし、職員に対する支払い、小口払いその他これによりがたい場合にはこの限りではない。

(支払期日)

第 22 条 金銭の支払いは、月の末日に締切り、翌月末日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払についてはこの限りではない。

(預金及び公印管理)

第 23 条 金融機関との取引は、理事長の名をもってこれを行う。

- 2 出納に使用する印鑑の保管および押印は、出納責任者が自ら行うものとする。
- 3 金融機関との預金取引は、その他の取引を開始又は廃止するときは、理事長の承認を得て会計責任者がこれを行う。

(手許現金)

第 24 条 出納責任者は、日々の現金の支払いに充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(金銭の過不足)

第 25 条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

- 2 預金については、差額のある時は、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

第5章 固定資産

(固定資産の範囲)

第26条 本規則でいう固定資産とは、有形固定資産のうち使用可能期間が1年以上で、かつ取得価格100,000円以上のものをいう。

2 電話加入権などの無形固定資産は、すべて固定資産として処理する。

(固定資産の管理)

第27条 会計事務責任者は、固定資産台帳を備え、固定資産に関する保全・移動等に関する管理の記録を行わなくてはならない。固定資産の管理責任者は会計事務責任者である。

2 会計責任者は、毎年度末又は随時、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足・要修理等の状況につき、理事長に報告しなければならない。

(減価償却)

第28条 固定資産については、土地・電話加入権などを除いて、毎年度末ごとに減価償却を行うものとする。

第6章 決算

(決算の目的)

第 29 条 決算は、一会計期間の会計記録を整理集計し、財務及び会計の状況を明らかにすることを目的とする。

(月次の決算書)

第 30 条 会計責任者は、毎月末に会計記録を整理集計し、次の書類を作成しなければならない。

- (1) 月次貸借対照表・損益計算書
- (2) 月次正味財産増減計算書
- (3) その他必要書類

(財務諸表等)

第 31 条 会計責任者は、事業年度終了後、速やかに決算に必要な手続きを行い、次に掲げる財務諸表等を作成し、監事の監査を受け、理事長に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表・損益計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 財産目録

(財務諸表等の確定)

第 32 条 理事長は、前条の財務諸表等について、定款の定めにより、理事会の承認を得て決算を確定する。

(その他の必要とされる書類)

第 33 条 会計責任者は、第 32 条の財務諸表等のほかに、報告すべき事項がある場合にはその書類を作成し、理事長に報告しなければならない。

第7章 補則

(委任)

第 34 条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(既定の改廃)

第 35 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

